

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

中華人民共和国湖北省武漢市において発生した新型コロナウイルスによる感染症については、いまだに治療法が確立されていないこと等から、急速な勢いで世界中に拡散し、世界保健機関が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言するなど大きな脅威となっている。武漢市に滞在歴、渡航歴のない国民が発症し、感染していても症状が出ない無症状病原体保有者も確認され、人から人への感染拡大が懸念されている。

本県においては、14名もの感染者が確認されており、2月28日には、そのうちの一人がお亡くなりになられた。

今般、政府から全国すべての小中学校、高等学校、特別支援学校について、春休みに入るまでの臨時休業を要請されるなど事態の終息が見えない中、市民の不安は増大する一方であり、国と県、市町村が一体となった迅速かつ適切な対応が強く求められている。

国においては、既に「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が打ち出され、さらに第2弾の緊急対応策として2,700億円を超える予備費を活用した各種施策が講じられることとなっているが、国民の命と暮らしを守ることを最優先に、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 感染の確認を迅速に行うため、簡易検査キットの開発・生産・供給調整など検査態勢の充実に向けた支援策を早急に講じること
- 2 医薬品・防護用具等、必要な医療物資の全国的な生産・供給調整について、国の責任において、在庫量の不足や偏りを早期に是正すること
とりわけ、医療機関などにおける医療提供体制に支障が生じないよう、医療物資の供給に万全な対策を講じること
- 3 治療法及びワクチンの開発に官民挙げて取り組むこと
- 4 経済活動への影響を最小限にするとともに、風評被害が生じないよう、あらゆる対策を講じること
- 5 県・市町村が実施する新型コロナウイルス感染症対策への財政支援を講じること
- 6 小中学校、高等学校及び特別支援学校の臨時休業に伴って生じる課題に対し、具体的な対応策を早急に講じること
- 7 社会の混乱を招く流言飛語に対し、迅速かつ適切に対応すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月9日

田辺市議会議長 安 達 克 典

(意見書提出先)

衆議院議長

參議院議長

内閣總理大臣

財務大臣

總務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

農林水產大臣

經濟産業大臣

国土交通大臣

内閣官房長官